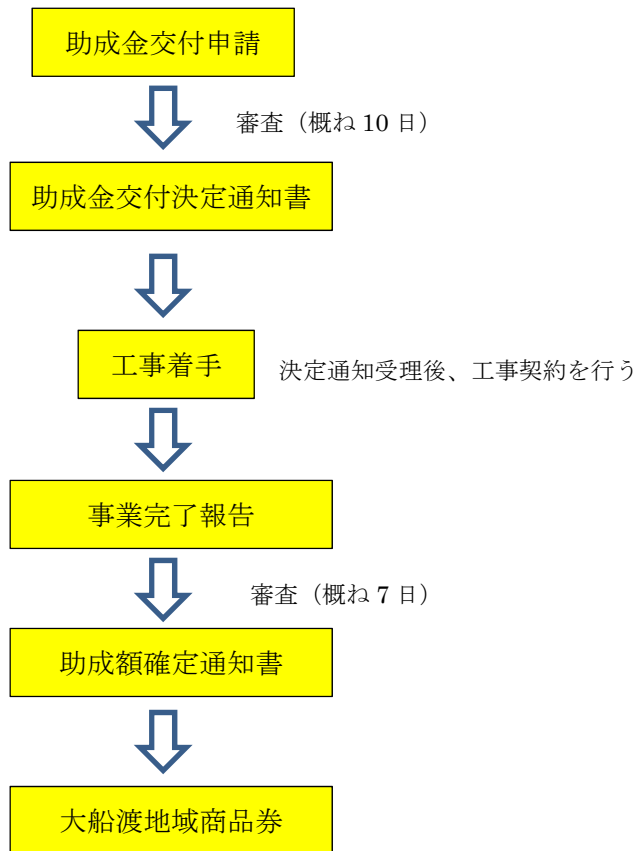


住宅省エネリフォーム助成事業 Q&A

《申請手続き関連》

Q 1. 申請の流れを教えてください。

A 1.



Q 2. 申請時に必要な書類等を教えてください。

- A 2.
- ・リフォーム工事の見積明細書
 - ・建物の位置図（住宅地図等）
 - ・リフォームの内容が分かる図面
 - ・現況の写真（リフォーム前の写真）
 - ・住宅の建築年月がわかる書類（登記簿謄本、建築検査済証等）
 - ・市税の完納証明書

- ・住宅の所有者が分かる書類（登記簿謄本、売買契約書等）
- ・施工業者が市内業者であることが分かる書類
- ・断熱向上工事で使用する建材等の仕様が分かる書類（カタログのコピー等）
- ・その他市長が必要と認める書類
- ・印鑑（シャチハタ以外のもの）

Q 3. 申請書はどこでもらえますか。

A 3. 市役所住宅管理課です。市のホームページからもダウンロードできます。

Q 4. 申請場所はどこですか。郵送での申請はできますか。

A 4. 申請場所は、市役所住宅管理課です。
申請時に聞き取りするため、郵送での申請はできません。

Q 5. 予算が無くなれば受付終了とありますが。

A 5. 予算の範囲内で申請を受け、予算残額が 10 万円未満になった場合に受付を終了します。受付は必要書類が全て揃った申請を受付したとみなします。事前に相談、申請があっても書類に不備がある場合は受付したとはみなしません。

Q 6. 施工業者による代理申請はできますか。

A 6. 可能ですが、申請時に個人情報が含まれる書類があるため、委任状が必要です。

Q 7. 建物所有者が親名義等の建物は対象になりますか。

A 7. 建物所有者と申請者の関係が証明できる書類（住民票、戸籍謄本等）を添付し、2 親等以内が確認できれば対象です。

Q 8. 建物所有者が死亡し、相続登記がまだされていない建物は対象になりますか。

A 8. 建物所有者と申請者の関係が証明できる書類（住民票、戸籍謄本等）、固定資産税の納税義務者等がわかる書類を添付していただき確認できれば対象とします。なお、他の相続人の承諾が必要となる場合もあります。

Q 9. 現在は対象建物に居住していない。リフォーム工事後に居住する予定ですが、対象になりますか。

A 9. 申請時に建物の所有していることを確認するため、売買契約書等の写しを添付する必要があります。また、事業完了報告書提出時に住民票及び登記簿も添付してください。居住の確認ができない場合、交付決定を取消す場合があります。

Q10. 工事が終わっている、若しくは工事中の場合は対象になりますか。

A10. 対象外です。交付決定通知を受領した後に行うリフォーム工事が対象です。

Q11. 工事を既に契約していますが対象ですか。

A11. 交付決定通知前に工事契約（工事着手）した場合は、助成の対象外です。契約した場合は、実際に工事に取り掛かっていなくとも工事着手とみなします。

Q12. 交付決定通知を受領した後に工事の内容が変更になった場合、工事を取止めた場合はどうすればよいですか。

A12. 事業変更（廃止）承認申請書を提出してください。

Q13. 交付申請時に、住宅の所有者が分かる書類の添付とありますが、リフォームする住宅が不動産登記していないため、登記簿謄本の写しを添付することができません。どうすればよいですか。

A13. 建物所有者であることの根拠となる固定資産税納税通知書及び住民票の写しを提出した上に、所有に係る全ての権利について責任を負うという内容の念書を提出してください。

Q14. 空き家改修補助金を使って改修工事をしましたが、住宅省エネリフォーム助成は使えますか。

A14. 空き家改修補助金で行った工事箇所と異なる箇所を改修する場合は、住宅省エネリフォーム助成の利用は可能です。

Q15. 他の補助金と同時申請は可能ですか。

A15. 例えば、この工事は木造耐震改修工事分、この工事は居宅介護（介護予防）住宅改修費支給分（申請は長寿社会課）と明確に区別できる場合は、その対象工事分ごとに申請は可能です。

Q16. 令和5年度まで行っていた大船渡市リフォーム助成を使ったことがあるが、省エネリフォーム助成は使えますか。

A16. 次にあげる助成を使用して5年経過していれば、助成の対象となります。

- ・大船渡市住宅リフォーム助成事業
- ・大船渡市空き家改修工事補助金

《工事内容関連》

Q 1. クロスの張替えや床材の張替えのみのリフォームは対象になりますか。

A 1. 断熱向上工事を同時に行った場合は機能維持工事として対象となりますが、断熱向上工事と同時に行わないクロスの張替えや床材の張替えのみの工事は対象外です。

Q 2. 補助対象工事となるのは、どのような工事ですか。

A 2. 下記を参照ください。記載のないリフォーム工事については相談ください。

断熱向上工事【必須】

- ・ 単板ガラスから複層ガラスに交換
- ・ アルミ製建具から樹脂製建具に交換
- ・ 二重窓の設置
- ・ 断熱ドア(玄関ドア等)の設置・交換
- ・ 外壁材や断熱材を断熱性能の良いものに交換
- ・ 外壁や屋根に遮熱性又は断熱性塗装
- ・ 外気に接する壁、床、天井又は屋根の断熱改修 など

機能維持工事

断熱向上工事と併せて行うリフォーム工事

- ・ 屋根等の改修
- ・ 外壁・窓等の改修
- ・ 住宅内の配管・電気配線工事
- ・ 電力契約アンペア変更に伴う分電盤の交換
- ・ 工事に必要な仮設費用（足場、仮設トイレ等） など

機能向上工事

断熱向上工事と併せて行うバリアフリー化の工事

- ・ 手すりの取り付け
- ・ 床段差の解消
- ・ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・ 引き戸等への扉の取替え
- ・ 洋式便所等への便器の取替え
- ・ 玄関に付随するスロープ、手摺等 など

対象外

- ・ 下水道の接続、浄化槽の設置や接続工事
- ・ 洗浄便座のみの取替えや設置

